

第78課 株式会社—資本と株式 その2

「株式」についてもう少し詳しくみてみよう。株式は、株式会社の社員権であり、均一の割合的地位に細分化されたものである。なぜこのような形をとるかといえば、それは、個性のない多数の者が株式会社に参加できるようにするためであり、これは法律上の一種の技術である。株式という制度をとることによって、株主と会社の法律関係を明確にし、会社から見れば、多数の株主に対する各種の通知や、利益の分配（利益配当）などの必要な手続きを一括して一律に行うなど、手続きを容易にすることができ、一方、株主の側からみれば、株式を他に譲渡することが容易であるため、自分が投資した資金を容易に回収することができるのである。

つまり、株式会社という制度は、基本的にはお互いに個人的関係を持たない不特定多数の人が、入れ替わり立ち替わり出資をしたり、出資を回収したりすることが予定されている会社制度であり、それでこそ広く資金を集めることができ、大規模な経済活動が可能となるのである。単純に言えば、株式会社は、会社を経営する者にとっては、大きな資金を集めることができるため大きな事業ができるという利点があり、株主からみれば、これと思う会社に投資し、関心が無くなったら、自分の株を自由に他に売ってしまって資金を回収できるという利点をもった会社なのである。

このような株式会社の特性を活かすため、商法は株式について様々な規定をもうけ、株主の権利の均一化とその保護、株式の譲渡性の確保、そして、株式の保有数に応じた多数決主義が貫徹されるようにしているが、まず、ここでは、株式の均一性について簡単に説明する。

株式は一株一株が原則として均一のものである。ひとつの株式を持つことで有する株主としての権利は皆平等であり、ひとつの株式に与えられる**議決権**はみな1個で、会社に対するその他の権利、例えば配当を受ける権利などもひとつひとつの株式につきみな同じである。これを「**株式平等の原則**」という。そして、株式は複数保有することが可能である。ということは、一人の株主が複数株を保有する場合には、その株式の数に応じた大きさの地位を有することになる。

逆に、一株をそれ以上細かい単位に分割することは、例外的な場合を除いて認められない。これを「**株式不可分の原則**」という。また、株式がもたらす地位、すなわち社員権に基づく個々の各種の権利、例えば、株主総会における議決権や、利益配当請求権といった権利を、それだけ分離して他人に譲渡するなどの処分をすることはできないと解されている。

このように、株式は、多数の権利関係を容易に整理して取り扱うことができるようにするため、権利の内容を画一化し、そのことによって会社と株主の権利義務関係を単純化するための機能を果たしているわけである。

1 重要語句

a 議決権

株主は、全員で「株主総会」という会社の最高意思決定機関を構成する。その会議において、議案に対して賛成あるいは反対の一票を投じる権利が議決権である。繰り返すが、株主総会における議決権は、株主1人について1票が与えられるのではなく、株式1株につき1票が与えられるのである。例えば君がA会社の株を1,000株持っていれば、1,000票の議決権があるわけである。しかも、一定の場合にはこれを分けて行使する、つまり、ある議案に対し、600票を賛成に、400票を反対に投じることもできる（「議決権の不統一行使」—商法239条の4第1項前段）。

b 株式平等の原則

「株主平等の原則」ということも多いが、要するに一株の株式が保有者に与える権利はみな平等であると言う意味で、保有株式の数によっては無論差がでるわけであるから、「株主」の平等と言うよりも、「株式」の平等と言ったほうが正確であろう。

これには若干の補足が必要である。この原則の例外というわけではないが、株式会社は、必要に応じて、例えば、配当を優先的に受けられる株式や、議決権に制限のある株式など、その権利の内容において差異のある何種類かの株式を発行することができる（商法222条第1項）。この場合には異なる種類の株式間では権利の内容は同じではない。しかし、同じ種類の株式間では、不平等な取り扱いをすることは許されないので、「株式平等の原則」は「同じ種類の株式であれば、権利の内容は平等である」と言うほうが正確であるとも言える。

c 株式不可分の原則

株式は原則として1株より細かく分けることはできないが、例外的に、これまでの株式会社制度の変遷（主として株式の単位を大きくしたという法改正）のため、あるいは、その他特殊な場合に、一株未満の端数が生じる場合があるため、世の中には一株より小さな単位の株が存在することがある。これを「端株」という。「端株」は正式な株式ではなく、権利内容も制限されており、できるだけ正式な一株に統合されるように措置が講じられている。商法は第220条以下に株式の端数や端株についての取扱規定を置いている。

また、複数の者が一株を共同保有することは可能である。これは株式不可分の原則に反するものではない。1つの物を複数の者が共有するのと基本的には同じことで、物ではなく、株式という権利を共同保有することから、民法第264条の「準共有」であるので、同条により、民法第249条以下の共有の規定が準用される。